

代理人からの開示等の請求の場合は、代理人であることを証明する書類、および代理人に関する以下のいずれかの文書をご提出ください。

- a) 運転免許証、パスポート等の写真の写し（代理人の名前・住所が記載されたもの）
- b) 住民票の写し（開示等の求めをする日の前 30 日以内に作成されたもの）
- c) 代理人が弁護士の場合は、登録番号のわかる書類
- d) 本人による代理を示す旨の、委任状
- e) 法定代理人の場合は以下の書類
 - 親権者：戸籍抄本、後見人（未成年）：戸籍抄本
 - 後見人（成年）：登記事項証明書、裁判所が認めた者：審判謄本

==== 以下 弊社使用欄 =====

回答できない理由

(1)3.4.4.1 のただし書きに相当（開示対象個人情報ではない）

- a) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及びおそれのあるもの
- b) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

(2)3.4.4.3（すでに、開示対象個人情報の利用目的を公表している。）

<http://www.anabuki-cs.jp/privacy.php>

(3) 3.4.4.4 のただし書きに相当（利用目的の通知ができない）

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- d) 開示対象個人情報の利用目的を公表しており、利用目的が明らかであると認められる場合。

(4) 3.4.4.5 のただし書きに相当（開示することができない）

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合
- d) 開示対象個人情報の利用目的を公表しており、利用目的が明らかであると認められる場合。

(5) 3.4.4.6 において、訂正、追加又は削除を行わない場合

利用目的からみて訂正等が必要ではない場合（評価等に関する情報など）

(6)3.4.4.7 のただし書きに相当（利用又は提供の拒否に応じることができない）

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合

以上